

受 番	験 号	
--------	--------	--

試験日： 令和7年3月26日

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

1. 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
2. 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1

【貨物自動車運送事業法施行規則】（届出）

一般貨物自動車運送事業者等は、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合、一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合、休止していた一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を再開した場合、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別を変更した場合には、その旨を届け出なければならない。

（ ）

問題 2

【貨物自動車運送事業法】（欠格事由）

許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。第四号において同じ。）前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配権を有する者を含む。第六号及び第八号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）であるときは、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。

（ ）

問題 3

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、法令で定める事項を記載し、かつ、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

()

問題 4

【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）

一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係るものにあつては所轄地方運輸局長（特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金であつて、届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が百キロメートル以上である場合にあっては国土交通大臣）に、貨物軽自動車運送事業に係るものにあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長等に、それぞれ提出しなければならない。

()

問題 5

【自動車事故報告規則】（速報）

事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。））にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、十人以上の負傷者を生じた事故があつたときは、電話、その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

()

問題 6

【道路運送法】（自動車に関する表示）

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号を見やすいように表示しなければならない。

()

問題 7

【貨物自動車運送事業法】（運送約款）

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更する旨を届け出たときは、その運送約款については、認可を受けたものとみなす。

()

問題 8

【道路運送車両法】（定期点検整備）

自動車運送事業の用に供する自動車の所有者は、三月の期間ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

()

問題 9

【労働基準法】（労働条件の決定）

労働条件は、労働者と事業者（使用者（※））が、対等の立場において決定すべきものである。

（※使用者とは、労働基準法第 10 条でいう使用者（事業主等）をいう。）

()

問題 10

【貨物自動車運送事業法】（運行管理者等の義務）

事業者は、運行管理者に対し国土交通省令で定める業務を行うため必要な給与を与えなければならない。

()

問題 11

【貨物自動車運送事業法施行規則】（届出）

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、代表権を有する役員又は社員を変更する場合には、あらかじめ、許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければならない。

()

問題 12

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者等の選任）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者を選任しなければならないが、営業所に配置する車両が普通車 10 両、けん引車 10 両、被けん引車 10 両の場合、当該営業所において選任しなければならない運行管理者の最少人数は 2 名である。

()

問題 13

【道路交通法】（車両通行帯）

車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車（小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く。）は、当該道路の左側部分（当該道路が一方通行となっているときは、当該道路）に三以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯を通行することができる。

()

問題 1 4

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

会社の役員又は従業員（継続して会社の業務に従事する者であつて、役員以外の者をいう。）は、他の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてはならない。

()

問題 1 5

【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、事業者の区分に応じ、指定された報告書を、指定された時期に提出しなければならないが、毎事業年度に係る事業報告書は、事業者の事業年度の経過にかかわらず、毎年7月10日までに提出しなければならない。

()

問題 1 6

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（目的等）

この基準は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とする。

労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。

()

問題 1 7

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（安全管理規程の届出）

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更により事業用自動車（被けん引自動車を除く。）が200両になった場合、安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

()

問題 1 8

【自動車事故報告規則】（速報）

事業者等は、その使用する自動車について二人以上の死者を生じた事故があったときは、電話、その他適当な方法により、当該事故があった日から三十日以内に、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

()

問題 1 9

【道路運送車両法】（不正改造等の禁止）

何人も、第五十八条第一項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第九十七条の三第一項の規定により使用の届出を行つている検査対象外軽自動車（以下「自動車検査証交付済自動車等」という。）について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。

()

問題 2 0

【労働安全衛生法】（重量表示）

一の貨物で、重量が0.5トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

()

問題 2 1

【道路運送法】（運送に関する命令）

国土交通大臣は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、かつ、当該運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業者に対し、運送すべき貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。

()

問題 2 2

【下請代金支払遅延等防止法】（遅延利息）

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該下請代金に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

()

問題 2 3

【貨物自動車運送事業法】（事業計画）

事業者が業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。国土交通大臣は、この規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきこと及び役員の解任を命ずることができる。

()

問題 2 4

【労働基準法】（記録の保存）

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならない。

()

問題 2 5

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（異常気象時等における措置）

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行を直ちに中止するとともに、荷主の利潤を確保するために必要な措置を講じなければならない。

()

Ⅱ. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題 2 6

【道路運送車両法】（自動車検査証の有効期間）

自動車検査証の有効期間として正しいものを、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量八トン未満の貨物の運送の用に供する自動車 : 二年
- ② 自動車運送事業の用に供する軽自動車 : 一年
- ③ 貨物の運送の用に供する自家用自動車 : 三年

()

問題 2 7

【貨物自動車運送事業法施行規則】（事業計画）

貨物自動車運送事業法第四条第一項第二号の事業計画に記載しなければならない事項として誤っているものを、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 事業用自動車の運転者、特定自動運行保安員及び運行の業務の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
- ② 営業所の位置及び収容能力
- ③ 主たる事務所の名称及び位置

()

問題 2 8

【貨物自動車運送事業法施行規則】（揭示事項等）

貨物自動車運送事業法第十一条の規定により、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならないが、国土交通省令で定める事項として誤っているものはどれか。次の①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 一般貨物自動車運送事業の許可証
- ② 運行系統
- ③ 業務の範囲（貨物自動車運送事業法第五十九条第一項の規定により付された条件によって業務の範囲が限定されている場合に限る。）

()

問題 29

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（点呼）

貨物自動車運送事業者は、法令の規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに法令に掲げる事項を記録しなければならないが、記録しなければならない事項のうち、誤っているものを①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号
その他事業用自動車を識別できる表示
- ② 点呼の方法
- ③ 貨物の集貨地点等

()

問題 30

【自動車事故報告規則】（定義）

事業者が、届出しなければならない重大な事故として自動車事故報告規則に定められている事項について、誤っている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
- ② 死者又は重傷者を生じたもの
- ③ 荷物をき損・破損させたもの

()

受 番	験 号	
--------	--------	--

試験日： 令和7年3月26日

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

1. 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
2. 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1

【貨物自動車運送事業法施行規則】（届出）

一般貨物自動車運送事業者等は、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合、一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合、休止していた一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を再開した場合、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別を変更した場合には、その旨を届け出なければならない。

【貨物自動車運送事業法施行規則】

（ × ）

第44条

誤: 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別を変更することは認可事項

問題 2

【貨物自動車運送事業法】（欠格事由）

許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。第四号において同じ。）前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配権を有する者を含む。第六号及び第八号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）であるときは、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。

【貨物自動車運送事業法】

（ ○ ）

第5条

問題 3

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、法令で定める事項を記載し、かつ、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（ ☐ ）

第9条の5

問題 4

【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）

一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係るものにあつては所轄地方運輸局長（特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金であつて、届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が百キロメートル以上である場合にあっては国土交通大臣）に、貨物軽自動車運送事業に係るものにあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長等に、それぞれ提出しなければならない。

【貨物自動車運送事業報告規則】（ ☐ ）

第2条の2

問題 5

【自動車事故報告規則】（速報）

事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。））にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、十人以上の負傷者を生じた事故があつたときは、電話、その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

【自動車事故報告規則】（ ☐ ）

第4条

問題 6

【道路運送法】（自動車に関する表示）

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号を見やすいように表示しなければならない。

【道路運送法】（ ☐ ）

第95条

問題 7

【貨物自動車運送事業法】（運送約款）

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更する旨を届け出たときは、その運送約款については、認可を受けたものとみなす。

【貨物自動車運送事業法】（ ☒ ）

第10条第1項、第3項

誤: 変更する旨を届け出たときは
正: 届出は不要

問題 8

【道路運送車両法】（定期点検整備）
自動車運送事業の用に供する自動車の所有者は、三月の期間ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

【道路運送車両法】 (☒)

第48条

誤:所有者
正:使用者

問題 9

【労働基準法】（労働条件の決定）
労働条件は、労働者と事業者（使用者（※））が、対等の立場において決定すべきものである。
（※使用者とは、労働基準法第10条でいう使用者（事業主等）をいう。）

【労働基準法】 (☐)

第2条

問題 10

【貨物自動車運送事業法】（運行管理者等の義務）
事業者は、運行管理者に対し国土交通省令で定める業務を行うため必要な給与を与えなければならない。

【貨物自動車運送事業法】 (☒)

第22条第2項

誤:給与
正:権限

問題 11

【貨物自動車運送事業法施行規則】（届出）
一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、代表権を有する役員又は社員を変更する場合には、あらかじめ、許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければならない。

【貨物自動車運送事業法施行規則】 (☒)

第44条

誤:変更する場合には、あらかじめ
正:変更があった場合遅滞なく

問題 12

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者等の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者を選任しなければならないが、営業所に配置する車両が普通車10両、けん引車10両、被けん引車10両の場合、当該営業所において選任しなければならない運行管理者の最少人数は2名である。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (☒)

第18条第1項

誤:2名
正:1名

問題 13

【道路交通法】（車両通行帯）
車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車（小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く。）は、当該道路の左側部分（当該道路が一方通行となっているときは、当該道路）に三以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯を通行することができる。

【道路交通法】 (☒)

第20条第1項

誤:その最も右側の車両通行帯を通行することができる。
正:その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

問題 1 4

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

会社の役員又は従業員（継続して会社の業務に従事する者であって、役員以外の者をいう。）は、他の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてはならない。

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】 (☐)

第13条第1項

問題 1 5

【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、事業者の区分に応じ、指定された報告書を、指定された時期に提出しなければならないが、毎事業年度に係る事業報告書は、事業者の事業年度の経過にかかわらず、毎年7月10日までに提出しなければならない。

【貨物自動車運送事業報告規則】 (☒)

第2条

誤:事業年度の経過にかかわらず
正:毎事業年度の経過後百日内

問題 1 6

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（目的等）

この基準は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とする。
労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】 (☐)

第1条

問題 1 7

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（安全管理規程の届出）

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更により事業用自動車（被けん引自動車を除く。）が200両になった場合、安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (☒)

第2条の3、4

誤:200両になった場合
正:200両以上となる者にあつては、当該計画の実施予定日までに

問題 1 8

【自動車事故報告規則】（速報）

事業者等は、その使用する自動車について二人以上の死者を生じた事故があったときは、電話、その他適当な方法により、当該事故があった日から三十日以内に、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

【自動車事故報告規則】 (☒)

第4条

誤:当該事故があった日から三十日以内に
正:二十四時間以内においてできる限り速やかに

問題 1 9

【道路運送車両法】（不正改造等の禁止）

何人も、第五十八条第一項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第九十七条の三第一項の規定により使用の届出を行つている検査対象外軽自動車（以下「自動車検査証交付済自動車等」という。）について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。

【道路運送車両法】 (☐)

第99条の2

問題 2 0

【労働安全衛生法】（重量表示）
一の貨物で、重量が0.5トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

【労働安全衛生法】 (☒)

第35条

誤:0.5トン
正:1トン

問題 2 1

【道路運送法】（運送に関する命令）
国土交通大臣は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、かつ、当該運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業者に対し、運送すべき貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。

【道路運送法】 (☐)

第84条第1項

問題 2 2

【下請代金支払遅延等防止法】（遅延利息）
親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該下請代金に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

【下請代金支払遅延等防止法】 (☒)

第4条の2

誤:当該下請代金
正:当該未払金額

問題 2 3

【貨物自動車運送事業法】（事業計画）
事業者が業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。国土交通大臣は、この規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきこと及び役員の解任を命ずることができる。

【貨物自動車運送事業法】 (☒)

第8条第1項、第2項

誤:「及び役員の解任」は誤り

問題 2 4

【労働基準法】（記録の保存）
使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならない。

【労働基準法】 (☒)

第109条

誤:3年
正:5年

問題 2 5

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（異常気象時等における措置）
貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行を直ちに中止するとともに、荷主の利潤を確保するために必要な措置を講じなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (☒)

第11条

誤:運行を直ちに中止するとともに、荷主の利潤を確保するために
正:乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために

Ⅱ. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題 2 6

【道路運送車両法】（自動車検査証の有効期間）

自動車検査証の有効期間として正しいものを、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量八トン未満の貨物の運送の用に供する自動車 : 二年
- ② 自動車運送事業の用に供する軽自動車 : 一年
- ③ 貨物の運送の用に供する自家用自動車 : 三年

【道路運送車両法】

(①)

第61条第1項、第2項

問題 2 7

【貨物自動車運送事業法施行規則】（事業計画）

貨物自動車運送事業法第四条第一項第二号の事業計画に記載しなければならない事項として誤っているものを、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 事業用自動車の運転者、特定自動運行保安員及び運行の業務の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
- ② 営業所の位置及び収容能力
- ③ 主たる事務所の名称及び位置

【貨物自動車運送事業法施行規則】

(②)

第2条

問題 2 8

【貨物自動車運送事業法施行規則】（揭示事項等）

貨物自動車運送事業法第十一条の規定により、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならないが、国土交通省令で定める事項として誤っているものはどれか。次の①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 一般貨物自動車運送事業の許可証
- ② 運行系統
- ③ 業務の範囲（貨物自動車運送事業法第五十九条第一項の規定により付された条件によって業務の範囲が限定されている場合に限る。）

【貨物自動車運送事業法施行規則】

(①)

第12条

問題 29

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（点呼）

貨物自動車運送事業者は、法令の規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに法令に掲げる事項を記録しなければならないが、記録しなければならない事項のうち、誤っているものを①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号
その他事業用自動車を識別できる表示
- ② 点呼の方法
- ③ 貨物の集貨地点等

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

(③)

第7条

問題 30

【自動車事故報告規則】（定義）

事業者が、届出しなければならない重大な事故として自動車事故報告規則に定められている事項について、誤っている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
- ② 死者又は重傷者を生じたもの
- ③ 荷物をき損・破損させたもの

【自動車事故報告規則】

(③)

第2条

	受験者数	合格者数
令和7年3月	73	50

68.49%